**◆登録振興局の変更について◆**

**※北海道だけの取り扱いです。**

北海道登録の取引士が道内で勤務地変更があった場合で、登録している総合振興局・振興局（以下「振興局等」という）を変更しようとするときの申請書と、登録振興局等変更に伴う、取引士証の書換え交付の申請書です。

**◆登録移転できる方**  
登録移転は、「現在従事している」又は「従事しようとする」宅地建物取引業者の事務所が所在する振興局等へ申請することができます。また、住所など登録内容に変更事項がある場合は、登録移転申請をする前に登録の変更申請を行ってください。

※住所が変わったというだけでは、登録移転はできません。

◆現在お持ちの有効期期間内の取引士証をお持ちの方

　登録移転完了と同時にお持ちの取引士証は失効します。  
そのため、登録移転の申請とともに、残存期間を有効期間とする取引士証の交付申請をしてください（有効期間満了まで1か月以上ある場合）。　登録移転完了後、従前の取引士証と引き換えに転入先の振興局等から新たな取引士証が交付されます。

* 期限切れの取引士証をお持ちの方は、（公社）北海道宅地建物取引業協会に速やかに返納してください。（登録移転完了後、法定講習を受講することで、取引士証が交付されます。）

◆移転申請の前に

登録事項（氏名、本籍、住所、勤務先）に変更がある方は現在登録の振興局等**へ**「変更登録申請」をしてください。

**登録変更前の総合振興局・振興局**へ以下の書類を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類等 | 説明 |
| 登録総合振興局（振興局）  変更申請書 | 別記第14号様式 |
| 宅地建物取引士証書換  交付申請書 | 別記第16号様式 |
| **宅地建物取引業に従事することを証する書面（雇用証明書）** | 宅建業務に従事していることの記載があること。  申請者が代表者である場合は、雇用証明書に代えて宅建業者免許証の写しを添付する。 |
| **顔写真　２枚** | 申請前６か月以内に撮影した、縦３㎝、横２．４㎝の大きさで、顔の大きさが約２㎝に写っている、無帽、正面、上半身、 無背景のカラー写真。  ただし、ポラロイド写真、光沢紙でないもの、画像が不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可。  登録総合振興局（振興局）変更登録申請書　貼付用１枚。  移転後の宅建士証　貼付用１枚。 |

雇　用　証　明　書

氏 　　　　名

生年月日

　　現住所

　　従事している

　　事務所・部課名

　　従事している

　　事務所所在地

　　上記の者は、 　　年　 　月　 　日より当社に在籍し、現在宅地建物取引業に

従事していることを証します。

　　　 年　　　月　　　日

所在地

商号又は名称

免許証番号　 知事免許 　　（　 　）　　　 　号

国土交通大臣免許

代表者氏名